

# 自己申告用チェックシート

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、船員職業安定法に規定する求人不受理の対象となります。これらの項目に該当するおそれがある場合には、地方運輸局又は船員職業紹介事業者までお知らせください。
- (2) 申告内容が事実と異なる場合は、船員職業安定法の規定に基づき、国土交通大臣又は地方運輸局長による勧告及び公表の対象となります。
- (3) 申告後、申告内容に変更が生じた場合は、速やかに地方運輸局又は職業紹介事業者までお知らせください。

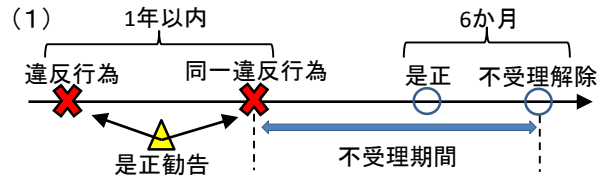
以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点(「✓」)を記入してください。

※ 裏面の項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には紹介を行うことができません。

## 1. 労働基準法、船員法、最低賃金法関係

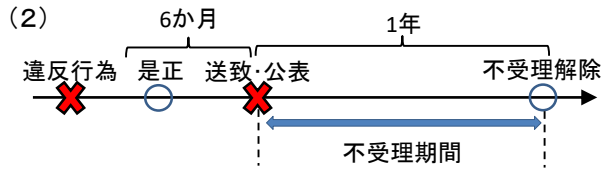
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2、3)違反行為により、地方運輸局から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



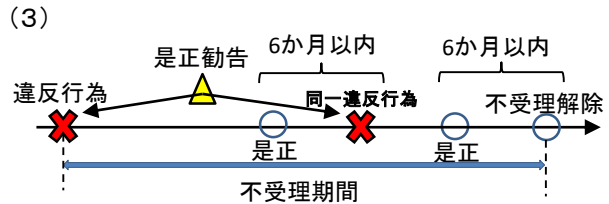
- (2) 対象条項(※1、2、3)違反行為に係る事件が送致かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 送致後1年が経過していない。  
 c 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項(※1、2、3)違反により、地方運輸局による是正勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



(※1)対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条(船員職業安定法第89条第1項の規定により適用される場合を含む)

(※2)対象となる船員法の規定

内容	規定
雇入契約の締結前の書面の交付等	第32条
雇入契約の成立時の書面の交付等	第36条第1項・第2項
送還	第47条第1項・第4号(第41条第1項第2号の規定に係る部分に限る)
賃金	第53条第1項・第2項、第66条(第88条の2の2第4項・第5項において読み替えて準用する場合、第88条の3第4項において準用する場合を含む)
労働時間	第62条第1項(第88条の3第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む)、第65条の2第3項(第88条の2の2第5項において準用する場合を含む)
休憩、休日、有給休暇	第65条の3第1項・第2項、第74条第1項・第2項、第78条
記録簿の備置き等	第67条第1項
定員	第69条
労務管理責任者	第67条の2第1項
年少船員の保護	第85条第1項・第2項、第86条第1項
妊娠婦の保護	第87条、第88条、第88条の2の2第1項、第88条の3第1項、第88条の4第1項

\*これらの規定が船員職業安定法第89条第1項・第2項・第5項・第6項、第92条第1項、第4条第1項の規定により派遣船員等に適用される場合を含む

(※3)対象となる最低賃金法の規定

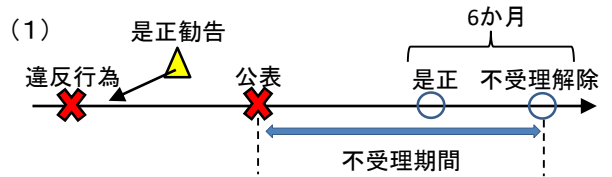
内容	規定
最低賃金	第4条第1項

## 2. 船員職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法関係

(1) 対象条項(※4、5、6、7)違反の是正を求める  
 勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表(注1)され

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。

(注1) 船員職業安定法第98条第3項、労働施策総合推進法第33条、  
 男女雇用機会均等法第30条、育児・介護休業法第56条の2の規定に  
 による公表



(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項(※4、5、6、7)違反  
 により、地方運輸局による助言や指導、勧告をうけており、その後

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



(※4) 対象となる船員職業安定法の規定

内容	規定
処分、公表が行われた事業者	第15条第3項(第42条第1項において準用する場合を含む)
労働条件等の明示	第16条第1項(※ア)・第2項(第42条第1項(※ア)、第48条第1項(※イ)、第52条(※ウ)において読み替えて準用する)
委託募集	第44条第1項
船員募集に係る報酬受領・供与の禁止	第45条(船舶所有者に係る部分に限る)、第46条
職業紹介における個人情報保護及び争議行為に対する不介入	第19条(※イ)、第21条(※イ)
秘密を守る義務	第104条(※ウ)

(※ア):求人者に係る部分に限る (※イ):船員の募集を行う者が、船舶所有者である場合に限る (※ウ):船員労務供給を受けようとする者に係る部分に限る

(※5) 対象となる労働施策総合推進法

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
雇用管理上の措置等	第30条の2第1項、第2項(第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む)

\*第30条の2第1項の規定が船員職業安定法第91条の3の規定により適用される場合を含む

(※6) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第5条、第6条、第7条
出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項～第3項
性的な言動に起因する問題の措置等	第11条第1項・第2項(第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む)
妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する措置	第11条の3第1項
妊娠中、出産後の健康管理措置	第12条、第13条第1項

\*船員職業安定法第91条の規定により適用される場合を含む

(※7) 対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申し出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第6条第1項、第10条(第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第20条の2、第21条第2項、第23条第1項～第3項、第23条の2、第25条第1項・第2項(第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む)
所定外労働等の制限	第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む)、第26条

## 3. その他の不受理事由

- a 暴力団員(注2)に該当する  
 b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる  
 c 暴力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している

(注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

## 4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)

船員職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)、閉出(ロックアウト)又はけい船(運航停止)が行われている若しくは行われる予定の船舶に対して職業紹介を行ってはならないとされており、該当する場合はチェックをお願いいたします。

- 事業所において、同盟罷業、閉出又はけい船が行われている